

資料編

資料編

1 国の障害者基本計画（第3次）の概要

国は2013（平成25）年9月に「障害者基本計画（第3次）」を策定しました。
計画の概要は、以下のとおりです。

1：障害者基本計画（第3次）について	
1) 位置付け	障害者基本法に基づき策定される、政府が講ずる障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の最も基本的な計画
2) 計画期間	2013（平成25）年度から2017（平成29）年度までの概ね5年間
2：基本的な考え方	
1) 基本理念	全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現（基本法1条）
2) 基本原則	① 地域社会における共生等（3条） ② 差別の禁止（4条） ③ 国際的協調（5条）
3) 各分野に共通する横断的視点	① 障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援 ② 当事者本位の総合的な支援 ③ 障害特性等に配慮した支援 ④ アクセシビリティの向上 ⑤ 総合的かつ計画的な取組の推進
3：分野別施策の基本的方向	
1) 生活支援	障害児・者のニーズに応じた福祉サービスの充実等
2) 保健・医療	精神障害者の地域移行の推進、難病に関する施策の推進等
3) 教育、文化芸術活動・スポーツ等	新たな就学決定の仕組みの構築、文化芸術活動等の振興等
4) 雇用・就業、経済的自立の支援	障害者雇用の促進及び就労支援の充実、福祉的就労の底上げ等
5) 生活環境	住宅の確保、バリアフリー化の推進、障害者に配慮したまちづくり等
6) 情報アクセシビリティ	放送・通信等のアクセシビリティの向上、意思疎通支援の充実等
7) 安全・安心	防災、東日本大震災からの復興、防犯、消費者保護等
8) 差別の解消及び権利擁護の推進	障害を理由とする差別の解消の推進、障害者虐待の防止等
9) 行政サービス等における配慮	選挙等及び司法手続等における配慮等
10) 国際協力	権利条約の早期締結に向けた取組、国際的な情報発信等
4：推進体制	
1) 連携・協力の確保	
2) 広報・啓発活動の推進	
3) 進捗状況の管理及び評価(成果目標)	障害者政策委員会による計画の実施状況の評価・監視
4) 法制的整備	
5) 調査研究及び情報提供	

※ 3：分野別施策の基本的方向の（7,8,9）は第3次計画における新規分野

2 国の第5期障害福祉計画の基本指針の概要

国は2017（平成29）年5月に「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を告示しました。

基本指針における主な改正内容は以下のとおりです。

(1) 地域共生社会の実現のための規定の整備	
地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組等を計画的に推進することを定める。	
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	
精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築について定める。	
(3) 障害児支援の体制整備に係る規定の整備	
子ども・子育て支援計画において、障害児支援に係る記載がなされる予定であること等を踏まえ、基本指針においても障害児支援の確保に関する事項を定める。	
(4) 発達障害者支援の一層の充実	
発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行を踏まえ、発達障害者支援地域協議会の設置の重要性等について定める。	
(5) 障害福祉計画の作成に係る2020（平成32）年度の目標設定	
①	福祉施設の入所者の地域生活への移行 ▼基本目標（2020（平成32）年度末時点） ・施設入所者（2016（平成28）年度末時点）の9%以上地域生活へ移行 ・福祉施設入所者（2016（平成28）年度末時点）の4%以上削減 ▼目標の設定にあたって ・第4期障害福祉計画で定めた数値目標が未達成（見込み）の場合、未達成分の割合を2020（平成32）年度末における目標値に加えた割合以上を目標として設定する。
②	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築福祉施設の入所者の地域生活への移行 ▼基本目標（2020（平成32）年度末時点） ・全ての障害保健福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。なお、都道府県ごとにも協議の場を設置することが望ましい。 ・全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。 ・都道府県は、2020（平成32）年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値を国が提示する推計式を用いて設定する。 ・都道府県は、2020（平成32）年度末における入院後3ヶ月時点、入院後6ヶ月時点及び入院後1年時点の退院率の目標をそれぞれ69%以上、84%以上及び90%以上として設定することを基本とする。
③	地域生活支援拠点の整備 ▼基本目標（2020（平成32）年度末時点） ・市町村又は各都道府県が定める障害福祉圏域において、障害者の地域支援拠点等を少なくとも一つ整備
④	福祉施設から一般就労への移行等 2020（平成32）年度中に一般就労への移行者数を2016（平成28）年度実績の1.5倍以上にするとともに、就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業所ごとの就労移行率に関する目標を設定する。 ▼目標 ・2020（平成32）年度末における利用者数を2016（平成28）年度末から2割以上増加 ・全体の5割以上の事業所が就労移行率3割以上を達成 ・各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上とする。

3 長久手市障がい者自立支援協議会、計画策定部会

(1) 長久手市障がい者自立支援協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき、長久手市障がい者自立支援協議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市の障がい福祉施策に関し、必要な調査及び審議を行うため、長久手市障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市が相談支援事業を委託した場合における受託事業者の中立・公平性を確保するための運営評価等に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び質の向上に関すること。
- (5) 障がい者基本計画及び障がい福祉計画の策定及び評価に関すること。
- (6) 障がい者の差別の解消の推進に関すること。
- (7) その他必要と認められる事項

(組織)

第4条 協議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 教育・雇用関係者
- (4) 障がい者関係団体の委員
- (5) 障がい福祉事業者
- (6) 学識経験者
- (7) 市の職員
- (8) その他市長が必要と認める者

3 委員のほか、尾張東部地域相談支援アドバイザーを招集することができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、会長は、市の職員とする。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、協議会であらかじめ会長が定めた者が会長の職務を代理する。

(委員)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数であるときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて第4条に規定する委員以外の者を協議会に招集することができる。

(事務局会議)

第8条 協議会の事務を統括するため事務局会議を置く。

(専門部会)

第9条 専門部会の設置については、別に定める。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、障がい福祉主管課が行う。

(守秘義務)

第11条 協議会に出席した者は、会議において知り得た個人に関する情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則
この要綱は、平成19年12月20日から施行する。

附 則
この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成23年1月19日から施行する。

附 則
この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成26年3月24日から施行する。

附 則
この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(2) 長久手市障がい者自立支援協議会専門部会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長久手市障がい者自立支援協議会専門部会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 障がい福祉施策の課題や、障がい者の個別ケース等に対する支援及び連携を図るため、長久手市障がい者自立支援協議会専門部会（以下「部会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障がい福祉施策の課題に関する事。
- (2) 個別ケース等への対応のあり方に関する協議及び調整に関する事。
- (3) 未就園児、未就学児、児童、生徒の障がい福祉に関する事。
- (4) 障がいのある人の就労に関する事。
- (5) 障害福祉サービスの開発及び質の向上に関する事。
- (6) 精神障がいのある人に関する支援及び理解促進、啓発に関する事。
- (7) 障がいのある人の権利擁護に関する事。
- (8) 地域福祉に関する事。
- (9) 障がい福祉に関する計画の策定に関する事。
- (10) 障がい福祉に関する計画の進行管理及び評価に関する事。
- (11) その他必要と認められる事項に関する事。

(組織)

第4条 部会は、次に掲げるものとする。

- (1) 児童教育支援部会
 - (2) 就労支援部会
 - (3) 福祉サービス支援部会
 - (4) 精神障がい者支援部会
 - (5) 地域生活支援部会
 - (6) 計画策定部会
 - (7) 計画評価部会
- 2 部会を新設及び解散するときは、協議会の承認を得なければならない。
- 3 部会員は、次に掲げる者のうち10名程度で組織する。
- (1) 長久手市障がい者自立支援協議会の委員又はその団体に属する者
 - (2) 市内の当事者団体等
 - (3) 市内の障害福祉サービス事業者
 - (4) その他必要と認める者

(会長)

第5条 各部会に部会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 部会長は、会務を総理する。
- 3 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名した委員が部会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 部会の会議は、部会長が招集する。

- 2 部会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数であるときは、部会長の決するところによる。
- 4 部会長は、必要に応じて第4条に規定する委員以外の者を招集することができる。

(守秘義務)

第7条 部会に出席した者は、会議において知り得た個人に関する情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月4日から施行する。

(3) 長久手市障がい者自立支援協議会本会議開催経過

開催日時	開催場所	審議の概要
2017（平成29）年 9月27日（水曜日） （10：30～12：00）	ながくて エコハウス 多目的室	第1回長久手市障がい者自立支援協議会本会議 ①各専門部会等の取組状況について ②ながくて障がい者プランの改訂について
2017（平成29）年 12月27日（水曜日） （14：00～16：00）	市役所 第5会議室 及び災害対 策本部室	第2回長久手市障がい者自立支援協議会本会議 ①ながくて障がい者プラン策定状況について ②第3次長久手市障がい者基本計画の中間見直し案について ③長久手市第5期障がい福祉計画案について ④長久手市第1期障がい児福祉計画案について
2018（平成30）年 〇月〇日（〇曜日） （〇：〇～〇：〇）		第3回長久手市障がい者自立支援協議会本会議

(3) 計画策定部会・計画評価部会 部会員名簿 ※敬称略、五十音順

氏名	所属
吉川 雅博 (部会長)	愛知県立大学教育福祉学部社会福祉学科 教授
青山 美奈子	希望の会 会長
金田 紀代子(第1回～第4回)	長久手市身体障害者福祉協会 会長
青山 暁子(第5回)	長久手市身体障害者福祉協会 副会長
川上 雅也	尾張東部地域相談支援アドバイザー
鈴木 聖美	長久手市障がい者相談支援センター相談員、児童教育支援部会長
竹田 晴幸	特定非営利活動法人百千鳥 理事長、福祉サービス支援部会長
燈明 泰伸	社会福祉法人あいち福祉会たかぎ作業所 施設長、就労支援部会長
山口 恭美	ほっとクラブ 会長

(4) 計画策定部会及び計画評価部会開催経過

開催日時	開催場所	審議の概要
2016(平成28)年 7月8日(金曜日) (10:00~12:05)	市役所 第5会議室	平成28年度計画評価部会 ①ながふく障がい者プランの進捗状況及び評価について ア 第3次障がい者基本計画 イ 第4期障がい福祉計画
2017(平成29)年 1月31日(火曜日) (10:00~11:20)	市役所 第5会議室 及び災害対 策本部室	第1回計画策定部会 ①ながふく障がい者プランの改訂について ②ながふく障がい者プラン改訂に係るアンケートの実施につ いて
2017(平成29)年 6月21日(金曜日) (14:00~16:00)	市役所 第5会議室 及び災害対 策本部室	第2回計画策定部会 ①ながふく障がい者プランの改訂について ②ながふく障がい者プラン改訂に係るアンケートの結果につ いて ③市民・団体・事業所ヒアリングについて
2017(平成29)年 7月12日(水曜日) (14:00~16:30)	ながくて エコハウス 多目的室	平成29年度計画評価部会 ①ながふく障がい者プランの進捗状況及び評価について ア 第3次障がい者基本計画 イ 第4期障がい福祉計画
2017(平成29)年 11月24日(金曜日) (14:00~16:00)	ながくて エコハウス 多目的室	第3回計画策定部会 ① 第1期障がい児福祉計画策定に係るアンケート及び市 民・団体・事業者ヒアリングの結果について ② 第3次長久手市障がい者基本計画(見直し案)、長久手市 第5期障がい福祉計画案及び長久手市第1期障がい児福祉計 画案について
2017(平成29)年 12月7日(木曜日) (10:00~12:00)	ながくて エコハウス 多目的室	第4回計画策定部会 ① 第3次長久手市障がい者基本計画(見直し案)について ② 長久手市第5期障がい福祉計画案について ③ 長久手市第1期障がい児福祉計画案について
2018(平成30)年 〇月〇日(〇曜日) (〇:〇~〇:〇)		第5回計画策定部会 ①パブリックコメントの実施結果について ②第3次長久手市障がい者基本計画(見直し案)、長久手市第 5期障がい福祉計画案及び長久手市第1期障がい児福祉計 画案の変更点について

4 庁内障がい福祉委員会

(1) 長久手市庁内障がい福祉委員会設置要綱

(設置)

第1条 長久手市障がい者基本計画、長久手市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定及び進行管理を行うため、長久手市役所に長久手市庁内障がい福祉委員会（以下「福祉委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 福祉委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 長久手市障がい者基本計画の改訂作業及び検討並びに計画に対する取組みの進捗状況の把握に関すること。
- (2) 長久手市障がい福祉計画及び長久手市障がい児福祉計画の改訂作業及び検討並びに計画に対する取組みの進捗状況の把握に関すること。
- (3) 行政機関、大学、研究機関及び民間団体との連携並びに調整に関すること。
- (4) 各課間の連絡、調整等に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 福祉委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 福祉委員会の委員は、別表の部課等の課長補佐級又は係長級の職員とする。

3 福祉委員会の委員長は、福祉課長とする。

(委員長等の職務)

第4条 委員長は、福祉委員会の事務を総括する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、福祉課課長補佐級がその職務を代理する。ただし、課長補佐が不在の場合は、その業務を担当する係長がそれに代わる。

3 委員長は、必要に応じて会議内容等について市長に報告するものとする。

(会議)

第5条 福祉委員会の会議は、委員長が招集し主宰する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、福祉委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

3 委員長は、軽易な事項について文書による照会等をもって会議に代えることができる。

(支援等)

第6条 福祉委員会は、長久手市障がい者自立支援協議会に対し、計画の実現のため必要に応じて支援し、又は情報を提供するものとする。

(庶務)

第7条 福祉委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、福祉委員会の運営について必要な事項は、委員長が福祉委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	部 課 等 名
委員長	福祉部福祉課
委員	市長公室政策秘書課
委員	市長公室経営企画課
委員	市長公室情報課
委員	総務部行政課
委員	総務部財政課
委員	くらし文化部たつせがある課
委員	くらし文化部安心安全課
委員	くらし文化部生涯学習課
委員	くらし文化部文化の家
委員	福祉部福祉施策課
委員	福祉部長寿課
委員	福祉部子育て支援課
委員	福祉部健康推進課
委員	建設部土木課
委員	建設部都市計画課
委員	建設部みどりの推進課
委員	建設部区画整理課
委員	教育部教育総務課
委員	教育部中央図書館
委員	消防本部総務課